

新年を迎えて

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室長 ^{ふる}古 ^{はた}畑 ^{とおる}徹

平成 29 年の新春を迎え、皆様に新年のお慶びを申し上げます。新年を迎えるにあたり、昨年から検討されている資材費低減の動きについて、農薬に関係する内容を紹介し、新年の挨拶とさせていただきます。

生産資材のコスト削減と農薬登録制度の国際調和

平成 27 年 11 月に決定された TPP 関連政策大綱を受け、現在、農業の体質強化対策の大きな柱の一つとして、政府（規制改革推進会議）および与党プロジェクトチーム（農林水産業骨太方針策定プロジェクトチーム）で、「生産資材の価格形成の仕組みの見直し」が議論されてきました。

その結果、「農業競争力強化プログラム」がとりまとめられ、その内容は、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に盛り込まれました（平成 28 年 11 月）。

その中に、「農薬については、農産物輸出も視野に入れた国際的対応が特に重要であり、国は、ジェネリック農薬の登録のあり方を含め、農薬取締法の運用を国際標準に合わせる方向で、抜本的に見直す。」ことが含まれています。

これを受けて、国内外を問わず、新しく開発された安全かつ良質な農薬を迅速に農業者に供給していくために、農薬登録制度の国際調和を図る取組を進めることとしています。

①農薬登録を効率的に行うための作物群の導入

個別の作物ごとの登録に加えて、より広い作物群での登録も可能とする仕組みの検討を進めています。作物群を導入すれば、作物残留試験や薬効・薬害試験の例数軽減が図られ、コスト削減にもつながりますし、作物群に含まれるマイナー作物に使用可能な農薬の確保も可能となります。まずは、果樹類から平成 29 年度に導入することを目指して検討を行っています。

②農薬の各種成分の組成管理

農薬の各種成分の組成管理（いわゆる原体規格）は、平成 27 年 11 月に農業資材審議会のもとに設置した部会において検討を行い、平成 29 年 4 月 1 日付けで省令、

局長通知が施行されます。この制度が導入されれば、安全性を確認したうえで、これまで原則として認められなかった農薬原体の製造方法の変更が可能になり、新しい技術の導入によりコスト削減に資することも期待されています。ジェネリック農薬の登録時に必要となる試験成績について、有効成分に係る試験の一部について登録申請時に提出不要となることを明確化するための局長通知の改正などを行います。

③グローバルジョイントレビューなどの取組

新しい農薬の登録に際し、複数の国で評価を分担して実施するグローバルジョイントレビューに積極的に参画し、我が国も主導的な立場で共同評価を実施していけるよう、評価者の能力向上や農薬メーカーとの連携・協力の強化に取り組んでいきます。

その結果、我が国の生産者に、より安全性の高い新しい農薬を速やかに提供することはもちろんですが、複数国で同時期に登録を取得し残留基準値が設定されることなどにより、現在、注目されています農産物の輸出促進にも資すると考えています。

農薬適正使用の推進

農薬の適正使用を進めるため、使用者を対象とする研修会の開催、農薬適正使用に関する巡回点検等の取組を通じて推進しています。

さらに、住宅地周辺、道路、公園、学校等、農業生産場面以外での農薬使用にも、より配慮が求められています。引き続き、農林水産省では環境省と連名で住宅地などにおける農薬使用について通知を発送し、農薬を使用する者だけでなく公共施設の管理局など防除あるいは植栽管理を委託する側についても配慮を求めています。

登録制度の見直しと適正使用の推進は、農薬行政の基本です。これらを着実に進めることが安全な農薬を将来にわたって安定的に供給し、ひいては安全な農産物を安定的に供給することになります。今年も、行政、民間を問わず、なお一層のご理解とご支援をお願いします。